

公益財団法人
全国里親会

里親だより

第104号

掲載内容

特集 地方自治体の「措置延長実施状況」調査 * p.2 ~
 数字でみる里親等委託の変化 * p.5
 乳幼児の里親委託にみる自治体間格差 * p.6
 社会的養護で育った子ども 瀧澤政美さん * p.8 ~
 困難を抱える里親家庭へのアプローチ
 ジア・マッケンジーさんに聞きました * p.10 ~
 里親に委託されている子どもについて * p.12 ~

情報短信 * p.14

おすすめの本「子どもの貧困Ⅱ——解決策を考える」

「日本の大課題 子どもの貧困——

社会的養護の現場から考える」 * p.15

〈日本フォスターケア研究会〉研究者、実践者の協働

によりフォスターケアの一層の充実を * p.16

トピックス (平成27年2月~4月)

■『平成26年度 調査報告書』を発行

全国里親会に設置されている全国里親委託等推進委員会では、昨年度に行った調査などをまとめた報告書を発行し、関係機関に配布しました。

内容は「里親サロン運営マニュアル」、「里親研修でグループ演習を行うファシリテーターのために」、「委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み」、「里親リクルートに関する調査報告(中間報告)」の4部構成です。

部数に限りがあるため、B5サイズの普及版を発行しました。



し、4月22日には星野崇会長が「里親制度をめぐる課題について」説明を行いました。

■社会的養護専門委員会が開催

3月27日、社会保障審議会児童部会の「社会的養護専門委員会」が開催されました。全国里親会からは星野崇会長が委員として出席。被措置児童の虐待の実態が公表されました。詳しくは14ページの「情報短信」を参照ください。

■児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会が開催

4月6日、4月20日と、社会保障審議会児童部会の「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」が開催されました。全国里親会からは木ノ内博道副会長が委員として出席しています。

■厚生労働省に要望書を

地域の里親会からいただいた各種要望をとりまとめ「平成27年度 里親関係要望書」を作成し、4月22日、厚生労働省に要望を行いました。内容については全国里親会のホームページにアップしてあります。

■「児童の養護と未来を考える議員連盟」の参加団体に

家庭養護推進のための15年計画が今年度からスタートしました。こうしたなか、自由民主党の「児童の養護と未来を考える議員連盟」(会長・塩崎恭久厚生労働大臣)から、全国里親会も参加団体になってほしいと要請がありました。4月末までに2回出席

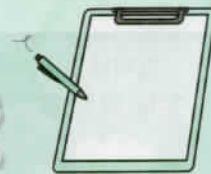
■第18回IFCO 2015シドニー世界大会について

今年11月8日~11日の4日間、オーストラリア・シドニーでIFCO世界大会が開催されます。全国里親会では旅行業者トップツアーにお願いして団体旅行を組んでいます。早期割引は6月30日まで。関心のある方はパンフレットをご請求ください。

■日本フォスターケア研究会が発足

2月14日、「子どもの城」(東京・渋谷)の会議室において日本フォスターケア研究会(JaFCA)の設立総会と研究会が開催されました。まもなく会員の募集を開始します。

地方自治体の「措置延長実施状況」調査



厚生労働省は、満年齢で措置解除になる場合でも、自立が難しい子どもについては積極的に20歳までの措置延長を行うよう平成23年12月付で都道府県知事などに通知しています。

本紙では、各地方自治体の措置延長への取り組みがどうなっているか、進学に際しての対応について地域の里親会にアンケート調査を行いました。(木ノ内博道)

● 通知文の内容

まず厚生労働省から都道府県知事などに出された通知文の内容を下記に紹介します。

平成23年12月28日

「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」

児童養護施設等に入所し又は里親等に委託する措置をされた児童ができる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう自立支援の充実が重要となっている。

社会的養護の下で育った児童が、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されて、進学や就労をしながら自立生活していくことは容易なことではなく、精神的にも経済的にも生活が不安定となりやすい。また、就職後、比較的短期間のうちに離職する場合も多い。

このため、措置の終了までに自立生活に必要な力が身についているような養育のあり方が重要であるとともに、自立生活能力がないまま措置解除することがないように18歳以降の措置延長の積極的な活用を図るとともに、中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続、再措置等を適切に実施する必要があるため、次の事項に留意の上、御配慮願いたい。

1. 措置延長の積極的活用について

児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、児童福祉法第31条により、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

(2. 以降略)

● 措置延長の実施状況

このアンケート調査の実施時期は平成27年4月。66ある地域の里親会のうち50の里親会から回答をいただきました(支部単位でいただいたところもあります)。

措置延長の実施については、次ページからの表の通り多くの自治体で措置延長を行っています。5自治体が「実施していない」と答えています。「制度化しているがまだ事例がない」が3自治体。「実施はしているが障害児童に限っている」、「必要期間について措置延長をしている」などのコメントもありました。20歳まで延長するのではなく、期間を限定して措置の延長をしている自治体もあるようです。

● 進学支度費を支給しているか

一般に、満年齢で措置解除になり、進学する場合には国から大学進学等自立生活支度費(1件当たり81,260円)、特別基準(1件当たり194,930円:いずれも平成26年度)が支給されています。このほかに都道府県市が単独に加算している場合もあります。措置延長した場合、この進学支度費は支給されるのでしょうか。

措置延長をしている地方自治体で、措置延長した際に進学支度費を支給しているか聞いたところ、25の自治体が「進学支度費は支給していない」と回答しています。「支給している」と回答したのが4自治体。多くの自治体が措置延長の条件として支度費を支給しないようです。もっとも「事例はないが支給は可能だと思っ

ている」が1自治体、「措置延長後、解除時に支給する」が9自治体ありました。

それにしても全体の50.0%に当たる25の自治体が、措置延長時に支度費の支給をしていないと答えていますが、ではどうやって自立を果たせばいいのでしょうか。里親宅から自立するには新しく住まいを探さなければなりませんし、洋服なども買いそろえる必要があるでしょう。進学後就職した場合でも、最初の給料日までどうやって暮らしたらいいのでしょうか。支度費の支給が措置延長の交換条件であることは子どもたちにとって厳しいものであると言えるでしょう。

●措置延長と居所指定

措置延長した場合、条件として、里親宅から通学しなければならぬのでしょうか。それともアパートなどを借りて1人で住んでもいいのでしょうか。

措置延長は「里親宅から通学するのが条件」としている自治体が9。「アパートや下宿に住む場合でも可」が14自治体。「ケースバイケース」が7自治体となっています。その他では、「親族里親のみ学校の寮なども可」、「里親宅以外の通学例がなく決められていない」（複数）、「県内での進学については延長を認めている」などがありました。

大学や専門学校で、専攻する分野によっては、里親宅から通学できない場合も考えられます。学びたいことを諦め妥協して里親宅から通うことを条件にするというのでは残念な気がします。

●要望など

アンケート回答者（多くは里親会長、里親会事務局員）に、自由記述で措置延長に関する希望などを書いてい

ただきました。

「20歳の誕生日まででなく年度末まで延長してほしい」、「卒業まで延長してほしい」、「自治体ごとの運用でなく国の制度として実施してほしい」などの意見が寄せられました。とくに「卒業まで延長してほしい」という意見が多く、切実さが伝わってきます。4年制大学に進学した場合など、途中で措置解除となれば退学を余儀なくされることも多いでしょう。

厚生労働省からの通知文には「できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう自立支援の充実が重要となっている」とありますが、「入学=スタートライン」だけでよいのでしょうか。社会に出るところがスタートラインではないでしょうか。

いかにこのことが切実かを示すものとして、静岡県取り組みが注目されます。自治体として22歳までの支援を今年度から始めました（14ページ、情報短信を参照ください）。

今回の「措置延長の実施状況」の調査結果からみえてくるものは、地方自治体の取り組みにかなり差があること。措置延長に取り組んでいない自治体が見られること、そして半数の自治体が延長によって支度金の支給がなくなります。また、里親家庭に居住していることが延長の条件になっていることについても検討の余地があるでしょう。

方針は厚生労働省が決め、運用は地方自治体が行うため、取り組みはばらばらになりがちです。要保護児童の立場になってみれば、住む自治体によって差があり、自立の支援にやさしい自治体とそうでない自治体があるのはおかしなこと、と映るのではないのでしょうか。

●アンケート結果

都道府県・市	里親会	措置延長	進学支度費	監護責任	要望・意見
北海道	北海道里親会連合会	実施している	支給されない	アパートや下宿に住む場合でも可	20歳の誕生日でなく年度末までにしてほしい
青森県	青森県里親連合会	把握していない	把握していない	把握していない	
岩手県	岩手県里親会	実施している	支給されない	アパートや下宿に住む場合でも可	
	胆江支部	実施していない	支給されない		
宮城県					
秋田県	秋田県里親連合会	実施している	支給されない	アパートや下宿に住む場合でも可	卒業するまで里親手当を支給するか里子への生活援助制度の創設を
山形県	山形県里親会	制度化しているがまだ事例がない			
福島県					
茨城県	茨城県里親連合会	実施していない			
栃木県	栃木県里親連合会	実施している	支給している	アパートや下宿に住む場合でも可	
群馬県					
埼玉県	埼玉県里親会	実施している	措置延長の後、解除時点で支給	里親宅からの通学が条件	
千葉県					
東京都	東京養育家庭の会	実施している	支給されない	里親宅から通学するのが条件	
神奈川県	神奈川県里親会	実施している	支給されない	里親宅からの通学を条件	
新潟県					
富山県	富山県里親会	実施している	要件を満たせば解除時に支度費が出る。県単独加算も	これまで別居しての事例がないので今後の検討課題	

都道府県・市	里親会	措置延長	進学支度費	監護責任	要望・意見
石川県	石川県里親会	実施している	支給している	里親宅から通学するのが条件(ただし親族里親については学校の寮なども可)	
福井県	福井県里親会	制度化されているがまだ事例がない			
山梨県	山梨県さすな会	実施している	支給されない	里親宅から通学のが条件	
長野県	長野県里親会連合会	実施している	支給されない	まだ事例がない	
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県	滋賀県里親連合会	実施している	措置延長の後、解除時点で支給	アパートや下宿に住む場合でも可	20歳の誕生日でなく年度末までにしてほしい
京都府					
大阪府	大阪里親連合会	実施している	措置延長の後、解除時点で支給	里親宅以外の通学例がなく決められていない	
兵庫県	兵庫県里親会連合会	実施している	支給している	里親宅からの通学が条件	
奈良県	奈良県里親会	実施している		アパートや下宿に住む場合でも可(やむを得ない時)	
和歌山県	和歌山県里親会	実施している	支給されない	アパートや下宿に住む場合でも可	今年度3名の措置延長があった(とりあえず6カ月)。卒業まで措置延長してほしい
鳥取県	鳥取県里親会	実施している	支給されない	ケースバイケース	
島根県	島根県里親会	実施している	支給している	アパートや下宿に住む場合でも可	
岡山県	岡山県里親里子を交える会	実施していない			
広島県	広島県里親連合会	実施している	支給されない	里親宅からの通学が原則だがケースバイケース	
山口県					
徳島県	徳島県里親会	実施している	支給されない	里親宅から通学するのが条件	
香川県	香川県里親会	実施している	支給されない	里親宅から通学するのが条件	
愛媛県	中予地区里親会	実施している	支給されない	原則は里親宅からだが、進学先や子どもの特性を考慮してアパートなどもよいことにしている	
高知県	高知県里親連合会	実施している	支給されない	児童福祉法に則って実施	
福岡県	福岡県里親会	実施している	措置延長の後、解除時点で支給	アパートや下宿に住む場合でも可	
佐賀県	佐賀県里親会	実施している	支給されない	アパートや下宿に住む場合でも可	大学卒業までの保障をお願いしたい
長崎県	長崎県里親会	実施している	支給されない	ケースバイケース	
熊本県	熊本県里親会	実施している	措置延長の後、解除時点で支給	ケースバイケース	20歳を過ぎても卒業まで延長してほしい
大分県	大分県里親会	実施している	支給されない	県内での進学・就労は延長を認めている	
宮崎県	宮崎県里親連合会	実施している	支給されない	アパートや下宿に住む場合でも可	
鹿児島県	鹿児島県里親会	実施している	支給されない	アパートや下宿に住む場合でも可	
沖縄県	沖縄県里親会	実施している(障害等の条件あり)		学校の寮などに住む場合のみ可	進学・就職に関わらず20歳まで延長してほしい
札幌市	札幌市里親会	実施している	事例はないが支給は可能と知っている	ケースバイケース	
仙台市					
さいたま市	さいたま市里親会	実施している	措置延長後、解除時点で支給	事例はないが必要と判断されればアパートや下宿に住む場合も可能性はある	
千葉市	千葉市ひまわり会	実施している	支給されない	アパートや下宿に住む場合でも可	
横浜市	こどもみらい横浜	実施している	今年度から大学進学の初年度費用の補助が出るようになる。希望者全員、上限120万円		今年専門学校生の措置延長が認められた。高3で措置され委託期間が短かったため、半年から1年の措置延長が認められた。大学進学などの子どもに20歳までの延長を市に働きかけていきたい
川崎市					
相模原市	さがみの里親会	実施している	措置延長後20歳時点で就職証明書があれば自立支援金が出るが、通常は難しい		
静岡市	静岡市里親会	制度化しているがまだ事例がない	支給されない		全国統一の制度運用を国に求め、制度の実施に当たっては里親や里親会の意見を言える場を設けてほしい
浜松市	浜松市里親会	実施していない			
名古屋市					
京都市	京都市里親会	実施している	支給されない	里親宅から通学するのが条件	
大阪市	大阪市里親会	実施している	措置延長の後、解除時点で支給	アパートや下宿に住む場合でも可	
堺市	堺市里親会	実施している	支給されない	現在のところ里親宅から通学するケースのみ	卒業まで措置延長をしてほしい
神戸市					
岡山市	岡山市里親会	必要期間について措置延長をしている	進学が伴えば支給する	ケースバイケース	
広島市	広島市里親会	実施していない			
北九州市	北九州市里親会	実施している	措置延長の後、解除時点で支給	ケースバイケース	
福岡市	福岡市里親会	実施している	支給されない	里親宅以外の事例がない	
横須賀市	横須賀市里親会	実施していない			

里親等委託 の変化

厚生労働省は、国及び地方公共団体の社会福祉行政の運営状況を把握するため、「福祉行政報告例」という調査を行っています。里親とファミリーホームのデータは、その中の「児童福祉」に入っています。そこで、平成16年度から25年度まで10年間のデータを抜粋し、比較してみました。(村田和木/ライター)

■委託される子どもの数は1.5倍に増えた

右の表のように、里親に委託される子どもの数（委託児童の総数）は、この10年で3,022人から4,636人と約1.5倍に増えました。なお、平成21年4月に小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が創設されたことから、21年度からはファミリーホームに委託された子どもの数も含まれています。

ちなみに、登録里親数はこの10年で7,542から9,441と約1.3倍になりました。子どもが委託されている里親の割合も29%から37.7%に増えていますが、23年度から37%台でとどまっているのが気になります。

	委託児童の総数 (人)	前年比 (人)	認定及び登録里親数	児童が委託されている里親数とその割合(%)	ファミリーホームの数(か所)	ファミリーホームに委託されている児童数(人)
16年度	3,022	-	7,542	2,184 (29.0)		
17年度	3,293	+271	7,737	2,370 (30.6)		
18年度	3,424	+131	7,882	2,453 (31.1)		
19年度	3,633	+209	7,934	2,582 (32.5)		
20年度	3,870	+237	7,808	2,727 (34.9)		
21年度	3,836	-34	7,180	2,837 (39.5)	49	219
22年度	3,816	-20	7,504	2,922 (38.9)	113	497
23年度	4,295	+479	8,726	3,292 (37.7)	157	671
24年度	4,578	+283	9,392	3,487 (37.1)	184	834
25年度	4,636	+58	9,441	3,560 (37.7)	223	998

【注】 東日本大震災の影響により、平成22年度は福島県を除いて集計している。

■委託される子どもの年齢が高くなっている

下の表は、委託される子どもの数を年齢別に集計したものです。福祉行政報告例では、子どもの年齢を「0歳」「1～6歳」「7～12歳」「13～15歳」「16歳以上」の5つのグループに分けています。それぞれのグループでの委託数の変化を見てみると、「0歳」は2.6倍、「1～6歳」は1.1倍、「7～12歳（小学生）」は1.6倍、「13～15歳（中学生）」は1.7倍、そして、「16歳以上（高校生）」は2.4倍に増えています。

次に、それぞれのグループの子どもの数が全体の委託数に占める割合(%)を見てみます。10年前の平成16年度において40%以上を占めていたのは「1～6歳」でした。しかし、24年度には30%を切っています。「7～12歳」はどの年度においても、おおよそ30%の前半で推移しています。「13～15歳」と「16歳以上」の中高生は増えており、2つを合算してみると16年度は計28.8%でしたが、25年度は計37.1%です。

これにより、この10年で「1～6歳」の里親委託が減り、中高生の委託が増えていることがわかります。その理由として、「児童養護施設には幼児加算があるが、高年齢児加算はない。だから、児童養護施設が中高生を受けたがらない」と聞きますが、本当でしょうか？

家庭でのごく当たり前の暮らしを身に着けることは、すべての子どもに必要です。特に、人格形成の基盤をつくる乳幼児期には、交代しない養育者のもと、安心できる家庭環境で育つ必要があります。児童相談所は、幼い子どもたちにこそ家庭養護の機会を積極的に与える措置をしてください。

	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上
16年度	54人 (1.8%)	1,211人 (40.1%)	884人 (29.3%)	503人 (16.6%)	370人 (12.2%)
17年度	63人 (1.9%)	1,226人 (37.2%)	1,014人 (30.8%)	532人 (16.2%)	458人 (13.9%)
18年度	65人 (1.9%)	1,194人 (34.9%)	1,121人 (32.7%)	539人 (15.7%)	505人 (14.7%)
19年度	54人 (1.5%)	1,252人 (34.5%)	1,214人 (33.4%)	599人 (16.5%)	514人 (14.1%)
20年度	72人 (1.9%)	1,286人 (33.2%)	1,323人 (34.2%)	630人 (16.3%)	559人 (14.4%)
21年度	73人 (1.9%)	1,254人 (32.7%)	1,300人 (33.9%)	664人 (17.3%)	545人 (14.2%)
22年度	89人 (2.3%)	1,188人 (31.1%)	1,261人 (33.0%)	696人 (18.2%)	582人 (15.3%)
23年度	98人 (2.3%)	1,322人 (30.8%)	1,409人 (32.8%)	751人 (17.5%)	715人 (16.6%)
24年度	134人 (2.9%)	1,299人 (28.4%)	1,508人 (32.9%)	816人 (17.8%)	821人 (17.9%)
25年度	141人 (3.0%)	1,344人 (29.0%)	1,433人 (30.9%)	848人 (18.3%)	870人 (18.8%)

【注】 カッコ内は年度ごとの年齢構成の割合。

2009（平成21）年12月、国連総会が決議した「児童の代替的養護に関する指針」には「幼い児童、とくに3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである」と書かれています。厚生労働省の家庭福祉課も、2011（平成23）年3月30日に示した「里親委託ガイドライン」において、「特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である」としています。

先日、家庭福祉課から平成25年度の「新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）」と「乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）」が発表されました。乳幼児の里親委託の状況は進んでいるのでしょうか？ 各自治体のデータを比較してみました。また、多くの乳幼児を育ててきた千葉県の大瀨タカ子さんにお話を伺いました。（村田和木／ライター）

新生児等の新規措置の措置先

新生児とは一般に、生後1か月健診までの期間を指しますが、家庭福祉課の資料では「0歳児（1か月未満）」「0歳児（1か月以上）」「1歳以上2歳未満」と、2歳未満の幼児まで含めています。資料名が「新生児等」となっているのは、そのためです。

●8割以上が乳児院へ

平成25年度に乳児院に新規措置された乳幼児は計1643人でした。内訳は「0歳児（1か月未満）」が382人、「0歳児（1か月以上）」が812人、「1歳以上2歳未満」が449人です。一方、里親に新規措置された乳幼児は計338人。内訳は「0歳児（1か月未満）」が71人、「0歳児（1か月以上）」が135人、「1歳以上2歳未満」が132人でした。この人数を割合にすると、乳児院が82.9%、里親は17.1%になります。平成23年度に比べると里親委託が約2%増えてはいるものの、依然として乳児院への措置が圧倒的に多いのが現状です。

●里親への新規措置がゼロの自治体は12

69（47都道府県、政令指定都市20、中核市1、児童相談所設置市1）のうち、里親への措置がゼロ、つまり乳児院への措置が100%だった自治体は12あります（カッコ内は乳児院に新規措置された人数）。青森県（9人）、岩手県（21人）、秋田県（3人）、茨城県（27人）、石川県（6人）、福井県（10人）、滋賀県（6人）、島根県（10人）、岡山県（2人）、高知県（13人）、宮崎県（7人）、新潟市（3人）。

なお、京都府、熊本県、金沢市でも里親委託がありませんでしたが、乳児院への措置もゼロでした。

一方、乳児院への新規措置がゼロ、つまり里親委託が100%だったのが北九州市と横須賀市です。どちらの市も、1か月未満の0歳児を1人ずつ里親に措置しています。

●里親への措置が多い自治体は6

乳児院への措置より里親への措置が多かったのは6で、北海道（68.5%）、福島県（52.4%）、千葉県（55.9%）、徳島県（66.7%）、大分県（55.6%）、札幌市（52.4%）です（カッコ内は里親委託の割合）。しかも、徳島県以外は、1か月未満の新生児から里親に措置しています。

●里親委託が1割以下の14自治体

新生児等の里親委託が10%以下だった自治体は、14あります。宮城県（6.7%）、群馬県（6.5%）、埼玉県（6.8%）、東京都（6.3%）、兵庫県（9.1%）、奈良県（8.3%）、鳥取県（7.1%）、福岡県（3.7%）、鹿児島県（3.8%）、さいたま市（7.7%）、横浜市（4.1%）、京都市（4.2%）、神戸市（10%）、熊本市（6.9%）です。

東京都は、新規措置数が335人と断トツ1位ですが、里親委託は21人だけ。「0歳児（1か月未満）」は0人、「0歳児（1か月以上）」が1人、「1歳以上2歳未満」が20人でした。埼玉県も133人のうち9人しか里親委託していません。大阪市では153人のうち里親委託は18人（11.8%）でした。

乳児院退所後の措置変更先

乳児院関係者の話によると、里親委託がいちばんしやすいのは乳児院の退所時、家庭復帰ができず新たな行き先を探すときだそうです。「一度、児童養護施設に入ってしまうと里親委託は難しくなる」とも聞きました。乳児院退所後の措置変更は、子どもにとって人生の重大な分岐点になります。

●4自治体では100%が児童養護施設に

乳児院を退所した子どもを全員、児童養護施設に措置変更した自治体は、山梨県（3人）、京都府（9人）、鳥取県（9人）、静岡市（3人）の4つです（カッコ内は措置変更になった人数）。

宮崎県でも、90%以上の子どもを児童養護施設に措置変更しています。

●「里親への措置変更は3割以下」が半数近く

里親への措置変更が30%以下だった自治体は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市、福岡市、熊本市の34で実に半数近くにのぼります。

一方で、措置変更の乳幼児を全員、里親（ファミリー

ホームを含む)に委託した自治体は、山形県(3人)とさいたま市(1人)だけでした。

家庭福祉課では「措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要」としています。

●北海道と札幌市は里親委託優先

山形県とさいたま市以外で、里親への措置変更が60%を超えたのは、北海道、青森県、秋田県、岐阜県、札幌市、金沢市の6つでした。

特筆すべきは北海道と札幌市です。北海道は、新規

措置においても乳児院退所時においても、里親委託が7割近い全国で唯一の自治体です。札幌市でも新規措置時が5割以上、措置変更時では7割近くと、明らかに里親委託を優先して進めています。

	新規措置時の 里親委託	乳児院からの 措置変更時の里親委託
北海道	54人中37人 (68.5%)	6人中4人 (66.7%)
札幌市	42人中22人 (52.4%)	15人中10人 (66.7%)

廣瀬タカ子さんに聞く

乳幼児の里親委託が進まない理由のひとつとして、「赤ちゃんから育てると、里親が子どもを手放したからず、抱え込んでしまうから」と話す児童相談所関係者がいます。本当にそうでしょうか？

千葉県でファミリーホームを営む廣瀬タカ子さん(67歳)は、平成11(1999)年に里親になってから63人の子どもを育ててきました。その中に、乳児を預かって養子縁組につなげたケースがいくつもあります。廣瀬さんの取り組みを紹介します。

—赤ちゃんはどんなルートで廣瀬さんのもとに来るのですか？

廣瀬：産気づいてから病院に駆け込んで出産し、新生児を置いたままいなくなるケースが多いですね。赤ちゃんを置き去りにされた病院が警察に通報し、警察から児童相談所に連絡が行きます。私は児童相談所から連絡を受けて、へその緒も取れないうちに退院してくる赤ちゃんの緊急一時保護を引き受けています。

赤ちゃんは乳児院ではなく、里親家庭やファミリーホームに預けて、1人ひとり丁寧に育ててもらいたいですね。特定の大人に守られることで赤ちゃんは安心しますし、家庭での生活を通じて大切なことをたくさん学びます。そして、実親の同意がとれている場合は、生後5か月くらいまでに養子縁組ができればいいと思います。

—廣瀬さんは、赤ちゃんと一緒に暮らす養親候補の人も支援しているそうですね。

廣瀬：養親候補の人にいきなり赤ちゃんをゆだねるのは危険ですから。少子化の影響で、赤ちゃんに接しないまま大人になった人が多いんですよ。私は養親候補の人にわが家に来ていただいて、“実習”をしていただいています。おむつを替える、お風呂に入れる、ミルクを飲ませるなど、その人なりにお世話する様子をそばで見ながら、必要なときにアドバイスします。泊まっていただく場合もあります。

赤ちゃんが泣くには理由があって、おむつが濡れていて不快、空腹、体がかい、寝不足などです。すべてが満たされると、赤ちゃんは笑顔になります。養親候補の人には、赤ちゃんがリラックスする様子を実感してほしい。「赤ちゃんだからみな同じ」とは行かないし、育児書や書かれたものどおりにはありません。その子が笑顔になるように、日々接していく。



▲廣瀬タカ子さんと夫の正(まさし)さん

子どもの笑顔が答えてあり、養育者へのご褒美なのです。

特に、保護された赤ちゃんはいろいろです。全然泣かないなど感情表現が乏しかったり、アレルギーや病気を持っている場合もあります。乳幼児を安全に委託するには、先輩養育者が新米養育者を支援する仕組みづくりが必要だと思います。

—へその緒も取れないうちから育てた赤ちゃんを手放すのは、つらくありませんか？

廣瀬：子どもは親の所有物ではないし、子どもには子どもの人生があります。実親も里親もファミリーホームも、子どもにとっては通過点に過ぎません。ただ、いい出会いがどれだけあったかによって子どもの人生は変わります。だから、どのようにわが家を通していくかが大事なのです。私は、子どもから学ばせていただく“下から目線”を忘れないように心がけています。「教えてやる」「してやっている」の“上から目線”ではうまく行きません。

世間には里子のことを「所詮、他人じゃないか」と言う人もいますが、私は離れて暮らす4人の孫より里子のほうを手塩にかけて育てています。ただし、わが家を出た後は、子どもの様子が気になっても口出しはせず、遠くから見守るようにしています。

—廣瀬さんは昨年、大きな手術をしたそうですね。それでも里親をやめないのは？

廣瀬：不思議なことに、子どもがいたほうが私の免疫力が上がるんです(笑)。ですから、里親をやれるうちは続けたい。私は、親がどうしても育てられないのであれば、育てられる人が育てればよいと思っています。それぞれの人が自分のできることをしていけばいい。そうやって、この世に生まれ出た命をみんなで大切にしていきたいですね。

ユースの語りで制度を変えたい

たきざわ まさみ
瀧澤 政美さん (28歳)

2013年9月のIFCO大阪世界大会の後、日本でも社会的養護で育った若者(ユース)の活動の重要性が広く知られてきました。東京で生まれ育った瀧澤政美さんは高校3年生だった2004年、アメリカ・フロリダ州で開かれた第34回全米里親大会に参加し、その後、全国里子会のスタッフになりました。2008年、全国里子会が「さくらネットワークプロジェクト」として新たに発足してからも活動を続け、現在は3代目の代表を務めています。また、アメリカのNPO法人IFCA(インターナショナル・フォスターケア・アライアンス)のユースとしても活動しています。当事者活動に関わって11年目になる瀧澤さんにお話を伺いました。(村田和木/ライター)



▲瀧澤政美さん

相談相手がいなかった

僕は2歳10か月のとき、乳児院から里親の家に来ました。姉が先にその家に行っていて、1年半後に合流したのです。里母は、僕が幼いときから何度も「私はあなたのことを産んでいないけど、あなたはうちの子なのよ」と話していました。でも、僕に「里子だ」という自覚はなかったですね。

「自分は他の子と違うんだ」と思い始めたのは、小学校の中学年から高学年にかけてです。「特殊なおしたち」という感じがして、「なんで自分は里子なんだろう?」と悩みました。自分が里子になった理由を里親に聞いても、すべては教えてもらえません。中学生になった姉は悩んで非行に走り、弟の僕は学校でいじめられました。

里親に相談できなかったので、相談先は児童相談所しかありません。でも、当時の僕は児童養護施設に監獄的なイメージを持っていて、児童福祉司と話すときは「ここでヘマしたら、施設に入れられる!」と恐れていました。だから、児童福祉司が家庭訪問に来るときは家にいないようにしていました。

18歳で措置解除になった後、自分のルーツを探すときも相談相手はいませんでした。うちの里親はいろいろな活動をしていたので、僕の気持ちは当然理解できると思っていました。だから、「あなたはうちの子なのに、なんで実親のことを探したがるの?」と言われたときは、ショックでしたね。

子どもが自分のルーツを知りたいがるのは、人生の空白を埋めたいからです。生まれたときから親を

知っている人にはわからないのかもしれませんが、写真1枚でも手紙でもいい。自分を産んだ人がどんな人かを知りたいのです。だから、「会いたい」のではなく、「探したい」。それは、飢えや渴きを満たすのと同じレベルの切実な欲求です。

里親には聞けないので、児童相談所に行きました。職員は書類を見ながら、「何か質問はありますか?」と聞きました。僕は、そこに実母の書いた文字があるなら、見たかった。どういう字を書く人なのかを知りたいんです。結局、いまでも実母のことはわかりません。中間的な立場で子どもの相談に乗ってくれる民間組織の必要を感じますね。

全米里親大会が出発点

当事者活動ですが、僕が小学生のときには「東京養育家庭の会」の支部の行事で、他の里親家庭で暮らす子どもたちと会う機会がありました。そのときに仲良くなった人たちは、いまでも交流があります。それから、中学1年か2年のときにNEC主催の子どもキャンプに行きました。社会的養護のもとにいる子どもたちを集めたキャンプで、すごく楽しかったのですが、単発で終わってしまいました。高校2年のときにも、児童養護施設や里親家庭で暮らす高校生が集まる「高校生交流会」に参加しました。参加者同士でプリクラを撮ったりしましたが、主催者の目標や意図が全然見えなくて……。高校生の自分でも「もう少しやることがあるだろう」と思ったくらいです。この高校生交流会も立ち消えになりました。

全米里親大会に行ったのは、その翌年です。高校3年だった僕は、アメリカに対して「福祉が非常に進んでいる国」というイメージがありました。日本より10年くらい進んでいるのだろうと。しかし、大会でユースの体験談を聞くと、全然そんなことはなくて、「どこが進んでいるんだよ?」と思いましたね。ただ、子どもたちが自らの体験と意見を発表できる場があるのは良いことだと思いました。

それに、アメリカのユースは率直でした。大会中、日米ユース交流会が開かれたのですが、「アメリカの児童福祉はひどいから、自分は将来、法律家になって制度を変える」と話す女の子がいました。「日本ではどう?」と聞かれたので、日本の里子の多くが困っていることを話すと、「あなたたちはなぜ、何もしないの?」と言われたんです。そのとき初めて、自分たちに当事者感覚がないことに気づいたし、「誰かがやってくれると思っていたな」と反省しました。彼女に言われた言葉はいまだに残っています。

また、アメリカに行ったことで、親の育児放棄の背景にはドラッグ（薬物）や貧困などの社会病理があることも知りました。全米里親大会に参加したことは、自分の出発点になりましたね。

1 FCAとの出会い

帰国してから全国里子会のキャンプに参加し、その後、スタッフになりました。全国里子会は、2001年に全国里親会の下部組織として発足した、日本における最初の当事者団体です。でも、運営はかなり難しかったですね。原因は当事者に丸投げされていたから。当事者だけだと、どうしても視野が狭くなるし、実務を手伝ってくれる大人も必要です。

2008年、全国里親会から独立して「さくらネットワークプロジェクト（SNP）」を立ち上げる際には、東京のNPO法人「アン基金プロジェクト」の事務局長だった故・坂本和子さんがいろいろと手引きをしてくれました。坂本さんは結構きついことも言ってきて、いろいろな思惑を持っている大人たちから僕たちを守ってくれました。

ただ、助成金を貰いながらの活動にはジレンマを感じました。当事者がスポンサーに感謝しながら活動をやらせてもらうというのは、ちょっと違う気がしたんです。そのうち2代目の代表が「タッキー、後は頼む」と言ってやめてしまいました。ちょうどその頃、2010年2月に坂本さんが突然亡くなってしまいま

した。「後進がないのにやめてしまうのは、坂本さんに申し訳ない」という思いだけで続けましたが、すごくもやもやしていましたね。

IFCA代表の栗津美穂さんに会ったのは、IFCO大阪世界大会のときです。僕はIFCAのユースになるつもりはなかったのに、「お手伝いしますよ」と言ったのですが、その後、栗津さんから「ユースになってください」という手紙をいただき、参加することにしました。

栗津さんのパワフルさはすごいです。IFCAはアメリカと日本の児童福祉の架け橋となるべく設立されたNPOですが、栗津さんはアメリカ在住なのに、日本のことをとても考えていると思います。そして、当事者活動がどうあるべきかを知っています。アメリカではユースが当事者活動をする場合、子どもたちの声に耳を傾け、支援する大人（サポーター・アダルト）が必ずいます。全国里子会の際のように、ユースだけで助け合うなんて、ありえません。

大人たちは助成金を出すだけでなく、もっと子どもたちの声を聴いたほうがいいですね。僕もこれまで聴いてもらった経験は少ないです。当事者活動をしようとする人は、社会的養護を経験した人の中の一握りです。貴重な存在なのだから、もっと大事にしないと。日本の当事者活動の進まなさ、立ち消えになってしまった多くの試み、夢があるのに成功できない人たちの存在は、大人や先輩ユースの責任だと思います。

IFCAの日本支部ができたことで、日本のユース活動は新しい段階に入りました。日本のメンバーはまだ5、6人ですが、「プロジェクトを成功させよう」という意気込みがすごいので、手ごたえのある活動ができそうです。それに、IFCAの仲間が「わくわくしないと、やってけない」と言っていたんですよ。その通りですよ。

僕はIFCAのユースになってから、人前で話す意味を考えるようになりました。自分の体験談を語るだけでなく、「何を変えたいか?」「自分の話を聞く人にどう思ってもらいたいか?」を考える必要があります。僕が話したことによって、いつのまにかネットワークや仲間ができていたりするので、今後はそういう発信を戦略的にやっていきたい。そして、ユースの語りで制度を変えていきたいです。

瀧澤政美さんの連絡先

メールアドレス：tackey611228@yahoo.co.jp

困難を抱える 里親家庭へのアプローチ

ジア・マッケンジーさんに聞きました



3月に1週間ほど来日していたジア・マッケンジーさんにお話をうかがいました。ジアさんは、1985年に米国ワシントン州の児童保護局に入局。虐待調査ソーシャルワーカーの仕事を経て、2008年からは同州の里親ライセンス部門の統括責任者を勤めてきました。2012年の全米里親協会(NPFA)“ソーシャルワーカー・オブ・ザ・イヤー”を受賞した経歴を持つベテランです。3月25日には、日本財団で開催されたインターナショナル・フォスターケア・アライアンス(IFCA)主催のイベントで「困難を抱える里親家庭へのアプローチ」という題目で、アメリカの里親支援、教育、開拓について講演を行いました。(インタビュー・粟津美穂 / IFCA代表)

—ジアさんの3月25日の講演では『里親の育ちのための方法』ということがひとつのテーマでした。これは具体的には、誰が考案した、どのような考え方なのですか。

ジア：『里親の育ちのための方法』は、チャイルド・ウェルフェア・リーグ・オブ・アメリカ(略称CWLA)という、1920年代に設立された歴史のある全米児童福祉機関が提唱している新しい里親養育アプローチです。その根底にある考え方は、「里親は継続的な成長をとげることで、自信をもって子どもを養育し、質の高いサービスを求めることができる。これから里親になろうとしている人たちは、支援が必要な時には得られる、という安堵感があるからこそ、社会的養護のもとに育つティーンを含めたすべての子どもたちのニーズに見合った子育てが可能になる」というものです。

具体的には、経験豊かな里親と里親志望者をつなぎあわせることから始めるように推奨しています。心強い支援者(味方)がいるという感覚が、これから里親になろうと考えている人を勇気づけます。しっかりしたパートナーシップを築くことで、里親は自分の本来持っている力やこれから伸ばしたいと思っている能力について理解することができます。その理解のもとに、里親のニーズに見合ったトレーニングや教育を受ければいっそう効果がある、という考え方は、里親としての「育ち」はソーシャルワーカーとの最初の出会いから始まるので、ソーシャルワーカーが、里親に基本的なスキルと、子どものニーズを満たすための能力が高まるようなサポートを与えるこ

との重要性についても語っています。

—ワシントン州では、実際にはどのような里親教育が行われているのでしょうか。

ジア：私たちの州では、昨年、13年間続いたPRIDE(プライド)というマニュアルを使った里親教育に終止符を打ち、CCT(ケアギバー・コア・トレーニング)という独自の里親教育カリキュラムを構築し、その実践を始めました。

新しい里親教育は24時間のコースで、基本的な内容が以前と大きく変わりました。まず、子どもと養育者の生の声に耳を傾けた内容になっています。里親の教育者はいわゆる専門の里親トレーナーだけではなく、地域の里親たちの声、フォスターケア(社会的養護)のなかで育ったユースの声を、これから里親になる人たちが直接、聞くことの力強さに注目し、彼らの語りの時間をカリキュラムに取り入れました。

米国のフォスターケアは、この20年間、子どもの安全(Safety)と健全な暮らし(Well-being)そして、彼らの養育の継続性(Permanency)を実践の基盤にしてきました。CCTは、子どもと里親のつながりを重視しながらも、彼らがいち早く親元に戻れるように、里親が児童相談所とのチームづくりを学ぶようになっていきます。親元にもどる見込みのない子どもたちのためには、養子縁組などの将来設計をケースの開始段階からたてる“恒久プランづくり”についても、里親は学んでゆきます。CCTトレーニングと一緒に受講する里親仲間が、

プログラム終了後も連携し、仲間同士のピアサポートを続けて行ける環境づくりに力を入れています。

——ワシントン州では、養育の難しい子どもたちのケアに対して、どのような対策が行われていますか。

ジア：CCTの基本トレーニングを終了した里親は、子どもを家庭に迎え入れることができます。里親はその後、3年で36時間のCCE（ケアギバー・コンティニューイング・エデュケーション）を受けなければライセンスを維持することができません。この上級クラスで、里親たちは、行動の難しい児童やティーンのケア、アタッチメントの問題について詳しく訓練を受ける仕組みになっています。担当のソーシャルワーカーが里親家庭にセラピストを送るなど、里親と子どもたちに在宅サービスも行い、継続したケアを受けられるよう環境を整えます。児童相談所で子どものケース会議を開くときは、里親も参加します。

——ワシントン州では、その他には、里親支援がどのようなかたちで進められていますか。

ジア：フォスタリング・トゥギャザーという里親支援プログラムを州が民間の団体と連携して進めています。地域で定期的なサポート・グループを提供するほか、里親リクルート（開拓）にも力を入れています。里親がライセンスを取る時の支援も含めたこの無料の継続的支援は、親族里親も利用できます。フォスタリング・トゥギャザーは、最初はシアトルを中心とするキング郡など、州内の5つの地域だけの支援を担っていましたが、2012年に新しい州予算が可決されたことにより、州全域にサービスの輪を広げました。

——成功をおさめている里親リクルートとはどんなやり方でしょうか。

ジア：ワシントン州では5年ほど前、里親の数が大きく減少した年がありました。私たちは「ファミリー・トゥー・ファミリー」というモデルを導入して、キング郡の里親リクルートを実施し、翌年、12%の里親家庭を増やすことに成功しました。ケーシー・ファミリー・プログラムズという団体が考案したこのモデルは、全米で多くの成果をあげています。地域の里親と児童相談所のスタッフ、そして学校を含めた地域のリソース（資源）が定期的な会合をもちながら連携し、戦略的に新しい里親をリクルートし

ていきました。地域に20の里親サポートグループもつくり、その努力が結果につながったのです。

ワシントン州では毎年1500件ぐらいの養子縁組が成立します。ですが、その70%が里親による養子縁組で、ほとんどの里親は養子をとると里親をやめてしまいます。そのため、継続的な里親リクルートは私たちの課題なのです。

——日本では実親の親権が強いという特徴があります。アメリカの場合は、里親はどのような権限と責任をもって子どもたちのケアにあたっていますか。

ジア：委託直後には、子どもの精神的、感情的なニーズに里親ができるだけ早く対応できなければなりません。その他にも、子どもを学校に入学させ、10日以内に、病院での身体検査のアポイントを取らなければなりません。

昨年、ワシントン州議会で「ブルーデント・ペアレント法」が可決しました。子どもの外泊やキャンプなど、以前は児童保護局や裁判所の許可が必要だった活動が、里親だけの判断で可能になりました。よりいっそう「普通の子供」の生活に近づきたいと願う、システムに身を置く子どもやユースたちが長年「里親に持って欲しい」と望んできた権限と機能が実現したのです。この法案可決により、里親の判断力や能力が、以前よりももっと問われるようになったので、これからは、さらに効果的な里親トレーニングが必要になってきます。

——最後に、日本の児童福祉へのコメントをお願いします。

ジア：ワシントン州には現在8650人ほどの里子があります。施設措置は全体の5%にすぎないので、ほかの要保護児童はすべて里親と親族里親が育てています。日本にも家庭養護が根付いて欲しいです。そのためには、里親にレスパイトを与え、里親をプロフェッショナル・チームの一員として扱うことが大切です。里親のスキルを伸ばし、能力に応じたマッチングを行うことも重要でしょう。

グローバルな児童福祉の向上を目指して日本とアメリカで活動を展開しているIFCAのホームページはこちらです。<http://www.ifcasettle.org/jp/>

里親に委託されている 子どもについて

児童養護施設入所児童等調査結果から

今年1月に厚生労働省が発表した「児童養護施設入所児童等調査」(5年ごとに調査・今回の調査は平成25年2月1日現在)から、里親に委託されている子どもに関連するところを紹介します。回答は児童相談所によるものです。(木ノ内博道)

里親に委託されている児童の 年齢・委託時の年齢・委託期間

調査時点での子どもの年齢は表の通りで、平均年齢は9.9歳となっています。また、委託された時の子どもの年齢は平均6.3歳。0歳児の委託は乳児院が78.2%、里親が9.8%です。国は新生児の里親委託に力を注いでいますが、現実には乳児院への委託が大半といえます。また、乳児院には0歳から7歳

までの分布があり平均年齢は1.2歳となっています。

里親に委託されている期間は平均3.9年。里親には長期委託が多いと思われていますが、意外に短いといえます。1年未満が24.7%を占め、年数が経つほど減少し、12年以上は4.5%です。一方、児童養護施設の平均委託期間は4.9年で、里親委託よりも長期になっています。

また乳児院の在所期間は1.2年となっています。

里親に委託されている児童の年齢

	現在	構成比	委託時	構成比
総数	4,534	100%	4,534	100%
0歳	111	2.4%	443	2.4%
1歳	140	3.1%	474	3.1%
2歳	203	4.5%	666	4.5%
3歳	240	5.3%	440	5.3%
4歳	214	4.7%	280	4.7%
5歳	246	5.4%	241	5.4%
6歳	255	5.6%	270	5.6%
7歳	228	5.0%	195	5.0%
8歳	255	5.6%	161	5.6%
9歳	240	5.3%	154	5.3%
10歳	231	5.1%	143	5.1%
11歳	264	5.8%	139	5.8%
12歳	261	5.8%	174	5.8%
13歳	249	5.5%	149	5.5%
14歳	251	5.5%	146	5.5%
15歳	261	5.8%	203	5.8%
16歳	290	6.4%	152	6.4%
17歳	311	6.9%	79	6.9%
18歳以上	282	6.2%	12	6.2%
平均年齢	9.9歳		6.3歳	

里親に委託された期間

		構成比
総数	4,534	100%
1年未満	1,121	24.7%
1年以上2年未満	858	18.9%
2年以上3年未満	491	10.8%
3年以上4年未満	381	8.4%
4年以上5年未満	309	6.8%
5年以上6年未満	247	5.4%
6年以上7年未満	181	4.0%
7年以上8年未満	195	4.3%
8年以上9年未満	166	3.7%
9年以上10年未満	155	3.4%
10年以上11年未満	123	2.7%
11年以上12年未満	86	1.9%
12年以上	204	4.5%
平均期間	3.9年	

委託経路・心身の状況・学業状況

里親に委託される子どもの経路ですが、「家庭から」が47.0%、「乳児院から」が26.7%、「児童養護施設から」が16.3%となっています。直接家庭から来る子どもが半数を占めますが、4人に1人は乳児院から来ることになります。

里親に委託される子どもの心身の状況については、「障害等あり」が20.6%です。割合として多いのは「知的障害」(7.9%)、「広汎性発達障害」(4.4%)。

里親に委託された子どもの学業状況については、「すぐれている」が6.2%、「特に問題なし」が47.1%、「遅れがある」が15.4%となっています。

里親から聞くお話では、遅れのある子どもがもっと多いように感じています。

養護問題の発生理由・虐待経験

里親に委託される子どもの養護問題発生理由で最も多いのは実親の「養育拒否」(16.5%)。次いで「母の放任・怠だ」(9.5%)、「母の死亡」(8.9%)、「母の行方不明」(8.6%)と続きます。母親の状況が理由に挙げられていて、いかにも母親が悪者のように感じられますが、父親に関する情報が無いというのが現状のようです。

里親に委託される子どもの虐待経験については「経験あり」が31.1%、「不明」が6.7%あるので、「虐待の経験なし」は61.7%となります。「経験あり」のうち、最も多いのは「ネグレクト」で68.5%、次いで「身体的虐待」(29.5%)、「心理的虐待」(17.2%)、「性的虐待」(5.0%)と続きます。

これについても、実際の里親から聞くお話では、虐待の経験がもっと多いように感じています。

委託時の保護者の状況・家族との関係・今後の見通し

里親に委託された子どもの保護者の状況ですが、

「両親又は一人親」が52.2%と半数を占めます。「両親ともいない」が42.4%、「両親とも不明」が4.0%。このうち、「両親又は一人親」の保護者の状況としては、「実母のみ」が59.0%と最も多く、次いで「実父母あり」(21.9%)、「実父のみ」(11.9%)、「養父実母」(5.1%)と続きます。

里親に委託されている子どものうち「家族との交流」はどうなっているのでしょうか。「交流なし」が72.4%と大半を占めます。「交流あり」のうち、「帰省」が7.4%、「面会」が14.4%、「電話・手紙連絡」が5.3%となっています。

里親に委託されている子どもの今後の見通しは、どうなっているのでしょうか。「自立まで現在のままで養育」が最も多く68.5%を占めます。次いで「養子縁組又は(他の)里親・ファミリーホーム委託」(12.7%)。「保護者の元へ復帰」は10.7%となっています。

里親家庭の状況

この調査では子どもの状況だけでなく、里親についても行っています。里親の登録期間は「5年未満」が43.6%、「5年～9年」が26.7%、「10年～14年」が12.4%、「15年以上」が17.2%。

委託児童数は「1人」が74.3%、「2人」が19.1%、「3人」が5.1%です。

里親の年齢で最も多いのは「里父」は60歳以上で31.4%、「里母」は50～59歳で33.1%。里父がいない、里母だけの里親家庭は11.0%。里母のいない里父だけの里親家庭は2.2%です。

里親家庭の平均年間所得は591.8万円で一般家庭の537.2万円(国民生活基礎調査)を上回っています。里親家庭の住宅の所有状況は自家が80.2%で一戸建ては72.8%、集合住宅7.4%です。残りが借家です。

里親の年齢別里親家庭数

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	3,481	14	207	712	1070	1093	382	3
	100%	0.4%	5.9%	20.5%	30.7%	31.4%	11.0%	0.1%
里母	3,481	26	251	1010	1151	966	75	2
	100%	0.7%	7.2%	29.0%	33.1%	27.8%	2.2%	0.1%

なくそう、里親による虐待

平成20年の秋に児童福祉法が改正され、それ以来、被措置児童の虐待届出件数、虐待件数、その内容が全国規模で公表されますが、このほど、厚生労働省から平成25年度の「被措置児童等の虐待」が公表されました。

被措置児童等の届出・通告件数は288件。事実確認の結果、87件の虐待が認められました。その内訳は「児童養護施設」が49件、「里親・ファミリーホーム」が13件、「児童自立支援施設」が11件、「障害児入所施設」が11件、などでした。

どのような虐待が行われたのか、児童養護施設と里親・ファミリーホームについてみてみます。

●身体的虐待——児童養護施設では26件、里親は10件、ファミリーホームは2件。

里親関連ではしつけのために叩いたりするケースが多くみられました。しつけのつもりでも体罰は虐待にあたるという認識をきちんともつ必要があります。また実子と里子の関係悪化も虐待につながる要素となっていますので注意したいものです。

●ネグレクト——児童養護施設では1件、里親は1件、ファミリーホーム0件。

里親関連では、幼児の掻き壊し傷について児童相談所の指示に従わず、受診させなかったために傷を悪化させた、また掻き壊し防止のために手足を縛った、というもの。

●心理的虐待——児童養護施設では11件、里親・ファミリーホームは0件。

●性的虐待——児童養護施設では11件、里親・ファミリーホームは0件。

22歳まで修学支援を行う静岡県

静岡県では、平成27年度の新規事業として、里親や児童福祉施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業を行うと発表しました。事業費は総額1千万円です。

事業の目的としては里親や施設で暮らす子どもたちの大学などへの進学を促進、子どもの将来の安定的な自立をはかり、また、それが里親や施設で暮らす子どもたちのモデルケースとなって、子どもたちの自立を促したい、としています。

対象者は20歳まで措置延長されて大学などに

在籍している者。大学などを卒業する月まで、基本額①として里親手当等の相当額72000円、児童養護施設には措置費の事務費202220円。基本額②として里親家庭、児童養護施設とも一般生活費準用額48950円。また、大学などを卒業する年度には268510円（措置費の就職支度費の保護単価を準用）が支給されます。

最近、里親家庭や児童養護施設から大学などに進学する子どもたちが増えていますが、経済的に困難が続きまとい、退学してしまう者も少なくありません。静岡県は全国に先駆けて22歳までの修学支援事業を始めました。ぜひ全国で取り組んでほしいものです。

育休、特別養子縁組の監護期間についての動き

本紙前号でも取り上げ、また全国里親会でも昨年12月に、厚生労働省に「里親にも育休を」と要望してきていますが、最近、この問題がマスコミなどでも取り上げられる機会が多くなっています。

特別養子縁組の監護中の育休については、総務省行政評価局が行政苦情救済推進会議に諮り、「特別養子縁組制度により監護中の子の養育は、実態として法律上の子を養育することと何ら変わらないとみられる以上、法律上の子と同じに取り扱うべきである」などの意見を踏まえて、平成27年3月10日、厚生労働省にあっせんを行いました。

こうした動きにあわせて、「里親にも育休を」との報道も幾つかみられます。新聞記事中、「厚労省の担当者は“法律見直しの議論の中で、里親など事実上の親の育休も検討したい”と話している」などのコメントがありました。

「生い立ちの授業」に里親家庭から戸惑いの声

2分の1成人式などと呼ばれる、生い立ちを振り返る小学校の授業については、以前から里親の間で「無神経だ」などの声がありましたが、最近ではマスコミでも話題になっています。一律の取り組みが、大きな負担となる子どももいます。専門家から「家族が多様化するなか、学校側にも配慮が必要」などのコメントも寄せられています。

● おすすめの本 ●

子どもの貧困Ⅱ——解決策を考える

阿部 彩著 2014年発行 (株)岩波書店 岩波新書 266ページ 定価：820円+税



「子どもの貧困」(阿部彩著・2008年)と対をなす一冊です。前著以後筆者は、5年間に100回以上子どもの貧困について講演をしてきました。そこで突きつけられたのが、どのような政策をとれば子どもの貧困が削減できるのか、その道筋を示すことでした。しかし、明確な解決法がわかっていません。そこで読者にも考えてもらう本をだすことにしたのが、この本です。

子どもの貧困は、就学援助費の受給率が2013年度で15.64%と過去最高です。2009年の子どもの貧困率は15.7%(12年16.3%)と、ほぼ6人に1人が貧困状態にあります。これは先進20カ国中4位、ひとり親世帯では世界1位を占めています。年齢層別にみると、男性では25歳未満の貧困率が65歳以上の高齢者の貧困率を超えています。

貧困の影響は、教育、健康、医療、ネグレクト、虐待、自己肯定感、夢など多岐にわたり、貧困の連鎖は生活保護、低学歴、機会の不平等にまでおよびます。

明確な解決法がわかっていないと断りながら、筆者は考えられる政策を展開しています。政策の優先

順位として、効果が測定されているもの、長期的収益性が確保されるもの、厳しい状況の子どもを優先するものを挙げています。政策の選択で対象者の選定では、特に重要なのは0歳から6歳。貧困が後の人生に一番響くのが乳幼児期であり、政策を打つのが大事な時期になります。

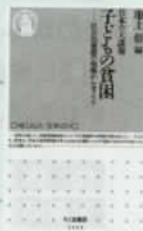
貧困対策には現金給付が欠かせませんが、現物(サービス)給付ももちろん必要です。教育と就労は特に章立てを行い、就学援助費拡充、教育のセーフティネットの強化として、高校生の8%が学ぶ定時制高校・通信制教育への厚い支援を訴えています。夜間中学も加え教育にアクセスできる最後の砦として重点支援を求めています。

貧困を脱却する可能性を高めるような支援をしていると、長い目で見れば、子ども期の貧困対策は、ペイする可能性が高い。貧困を放置することは高くつくとの調査結果も交え説明しているなど、解決策のヒントになる提示がいくつもみられます。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は2013年成立、14年8月「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。

日本の大課題子どもの貧困——社会的養護の現場から考える

池上 彰編 2015年発行 (株)筑摩書房 ちくま新書 256ページ 定価：820円+税



「子どもの貧困問題が最も象徴的に集積されているのが、児童養護施設です」と「はじめに」で述べてこの本は進められています。

「第1部・児童養護施設からの問い」は、池上彰氏と高橋利一氏の対談です。社会的養護を必要とする子どもは、2011年に4万6千人、実際は7万人いると言われ、増加傾向にあります。施設への入所理由は、虐待6割、保護者がいない3割、養育放棄1割で、障がいのある子が2割を超えます。子どもたちは、措置延長を除き、高校卒業の18歳で施設を出ていきます。しかし、自立は難しい。全国平均で、大学・専門学校への進学が70%を超えますが、施設の子どもの大学・専門学校進学は22%、7割が就職します。「施設にいる子どもにとって、学歴は非常に大きな武器になります」と高橋氏は言います。

社会的養護を必要とする子どもは、税金をかけて、養育したほうが社会的コストが小さくなるという説もあり、社会全体で、費用や人材の強化を進めるべきです。高橋氏は子どもたちに「良き納税者になりなさい。それこそが、お世話になったことに対する社

会への恩返しだよ」と言っています。

「第2部 家族、虐待、自立」は、池上和子氏が、子どもの現状、親の問題等を解説しています。ある児童養護施設では入所者の75%が両親の離婚を経験し、20.7%が両親のどちらかが亡くなっています。

また貧困、経済的困窮、親の精神疾患、親の不利な学歴、ひとり親家庭など複数の困難が重なっています。更に、育ちの場が何度も変わる養育の継続性の切断や社会的環境を剥奪された状況が、心理的な考える機能を奪う二重の剥奪状況に陥っている子どももあり、これこそ児童養護施設の子どもの早急に必要取り組みと論じています。

続いて高橋利一氏が、児童養護施設からの自立と自立支援について述べています。東京都の施設退所者調査によると「退所前後にはどのような支援が望ましいか」について「生活相談、仕事相談、対人関係の相談等、相談全般の窓口」(44.3%)とあり、退所者のアフターケアの充実が求められます。また20歳までの措置延長制度の利用を訴えています。

加藤 勝彦

研究者 実践者 の協働により フォスターケアの一層の充実を

日本フォスターケア研究会 (JaFCA)

■間もなく会員募集を始めます ぜひご入会を!!

社会的養護における家庭養護・家庭的養護に関する研究を行い、すべての社会的養護の関係者が一堂に会し研究討議することにより、フォスターケアの充実発展に寄与することを目的として、日本フォスターケア研究会 (JaFCA) が発足しました。

この研究会は、研究者だけでなく、里親や児童相談所、施設などの職員、学生など広く関係者に会員になっていただき、フォスターケアに関する調査・研究について発表するとともに、実践者など現場の声を聴きながら協働してフォスターケアの充実発展に資するものです。

近年、要保護児童の里親委託率も少しずつ増加していますが、社会的養護の一翼を担うべき里親制度はなかなか発展しない状況です。

平成23年に「里親委託ガイドライン」と「社会的養護の課題と将来像」が示され、国は里親委託優先の原則を掲げ、里親委託率の目標を設定するとともに、児童養護施設の小規模化に取り組むことにしました。また、平成24年度からは、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親支援を強化しています。こうしたなか関係各位のご尽力によりIFCO世界大会を成功裡に終えることができました。この成果をさらに発展させていくために、社会的養護下で養育されている子どもたちに関心を持ち、フォスターケアについて研究されている研究者・実践者・専門職に集まっていただき、その研究成果を発表できる研究会を発足させ、日本の社会的養護、とくに家庭養護・家庭的養護の研究の拡充につなげたいと考えております。

日本が、国連の子どもの権利条約を批准して20年が経ちます。子どもの最善の利益を図るために、また、社会全体で子どもを育てていくためには、まだ多くの課題が残されています。この研究会では、それらの課題解決に向けた研究を発表し、成果を実践に活かしていただきたいと思います。これにより、里親及び理解者の増加、里親委託の増加、家庭養護・家庭的養護の推進に資することはもとより、関係する専門職の質の向上に貢献し、社会的養護の下にある子どもたちの権利を擁護し、将来幸福な生活を送ることができるよう、家庭養護、里親支援の質の向上など社会的養護の推進に寄与するものです。

代表 星野 崇 (全国里親会長)
事務局 東京都港区赤坂9-1-7-856 (全国里親会内)

入会方法 現在、日本フォスターケア研究会のホームページを作成中です。
ホームページより入会の手続きをお願いします。

第2回研究大会予定
期日 平成27年12月19日(土)
場所 大正大学巣鴨キャンパス
10号館2階1021教室
詳細 ホームページでお知らせします。

編集後記 ●子どもの貧困が進み、今や6人に1人が貧困状態にある。貧困は連鎖を生み、生活を奪い、心を壊し、自立の道も塞いでしまう。社会的養護を必要とする子どもたちの眼が、社会の動きをじっと見つめている(加藤) ●里親制度は自治体の取り組みで実にさまざま。今回、措置延長の取り組みを自治体ごとにお聞きしました。今後も、自治体ごとの取り組みをご紹介します。ご協力をお願いします。(木ノ内) ●廣瀬タカ子さんの自発的な取り組みは、乳児の命を安全にバトンタッチしていくために非常に有効だと思います。長期の養育は無理でも、短期ならまだできるというベテラン里親も多いのでは?(村田)

お詫びと訂正

「里親だより」前号(103号)の「手引き・ハンドブックを作っていますか?」の記事で、アンケートに回答をいただきながら表に記載しなかった里親会がありました。栃木県里親連合会と静岡市里親会です。2つの里親会とも「手引き」「機関紙」「チラシ・パンフレット」を作っていると回答しています。お詫びして訂正します。

里親だより 第104号 発行日 平成27年5月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:星野 崇
編集人:木ノ内 博道 編集委員:加藤 勝彦・村田 和木 印刷所:株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp